

第2期



松野町
子ども・子育て
支援事業計画



令和2(2020)年3月
愛媛県松野町

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の社会的背景	1
【2】計画策定の趣旨	1
【3】計画の位置付け	2
【4】計画の期間と対象	2
【5】計画の策定方法	3
第2章 本町の子育てを取り巻く現状	4
【1】人口等の動き	4
【2】教育・保育施設・事業の利用状況	11
第3章 本町の現状からみる課題	12
【1】第1期計画の取組内容からみる課題と方向性	12
【2】ニーズ調査から読み取れる課題	20
第4章 計画の基本的な考え方	26
【1】基本理念	26
【2】基本目標	26
【3】計画の体系図	28
第5章 本町の子ども・子育て支援施策	29
【基本目標1】子育て家庭を支える環境づくり	29
【基本目標2】親と子の健康づくり	32
【基本目標3】配慮が必要な子どもへの支援	34
【基本目標4】生きる力を育む学びの場づくり	36
【基本目標5】子どもにやさしいまちづくり	39
第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制	42
【1】教育・保育提供区域の設定	42
【2】量の見込みの算出について	42
【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策	43
第7章 計画の推進	50
【1】計画の推進体制	50
【2】進捗状況の点検・評価	50
資料編	51
1 松野町子ども・子育て会議条例	51
2 松野町子ども・子育て会議委員名簿	52

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景

我が国では、少子高齢化の急速な進行や労働力人口の減少、地域社会における活力の低下など、様々な環境の変化による影響が懸念されています。子育てを取り巻く環境についても、保育施設における待機児童問題や育児不安を抱える子育て家庭の増加など、様々な課題が顕在化しています。

このような社会的背景において、誰もが子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、国は平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、保育の受け皿整備や保育士等の処遇改善等、また、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできました。更に、平成29（2017）年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、より一層の子育て支援施策が推進されています。

【2】計画策定の趣旨

本町では、平成27（2015）年3月に「～豊かな自然に囲まれた森の国 まつので明るい笑顔を育てよう～」を基本理念とした、「松野町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」と言います。）を策定しました。

本町では、この第1期計画に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援施設や事業の提供をはじめ、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられる環境づくり、子どもが健やかに育つ環境づくり、地域で子どもを育てる環境づくりなど、総合的な子育て支援施策を推進してきました。

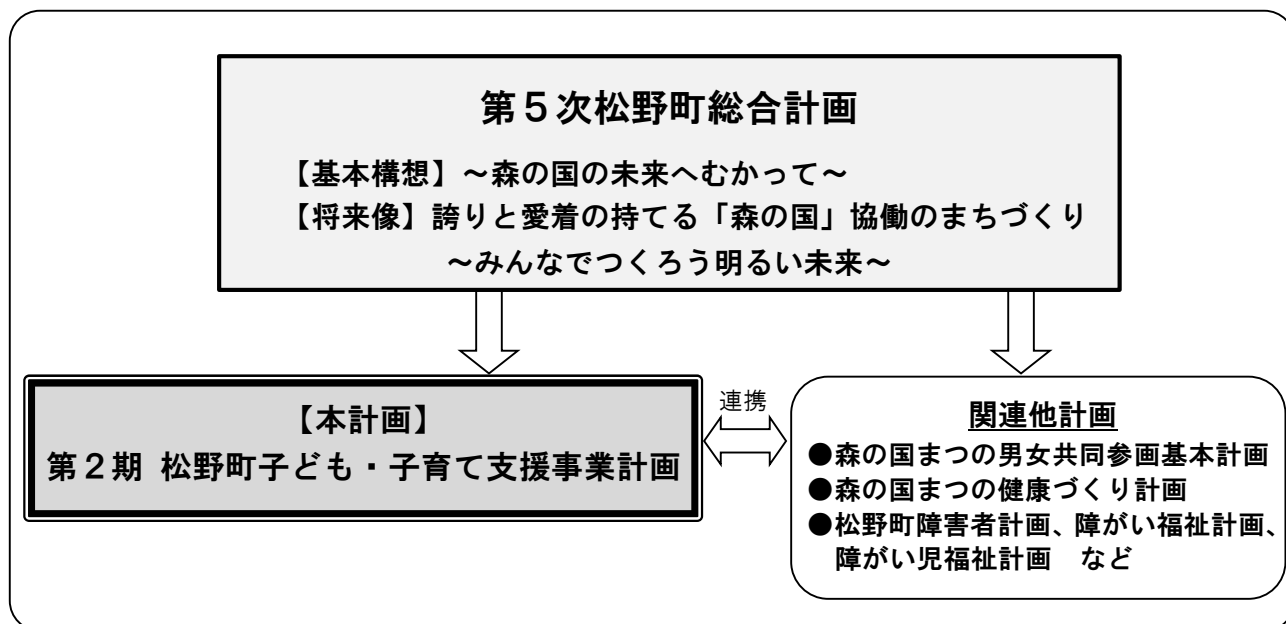
第1期計画は、令和元（2019）年度までの5年間を対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い「第2期 松野町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国及び県の方向性に基づき、第1期計画における取組の点検、評価をはじめ、アンケート結果に基づく町民の意識やニーズ、子ども・子育て会議における審議等を踏まえて策定しています。また、本町における子育て支援に関連する様々な取組を分野横断的かつ計画的に推進するために、より実効性のある計画を目指して策定しています。

【3】計画の位置付け

本計画は「子ども・子育て支援法※」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担っています。また、母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「健やか親子21」の趣旨を踏まえた計画となっています。更に、愛媛県の「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」との整合に配慮するとともに、本町の最上位計画である「第5次松野町総合計画」をはじめ、「森の国まつの男女共同参画基本計画」「森の国まつの健康づくり計画」等、町の策定する他の計画との調整を図り、新たな課題にも対応できるよう柔軟に計画を推進します。

【本町における計画の位置付け】



※「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」の総称として表記しています。「子ども・子育て関連3法」とは「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

【4】計画の期間と対象

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、期間中であっても見直す場合があります。

【５】計画の策定方法

計画の策定に当たっては「子ども・子育て支援法」及び「松野町子ども・子育て会議条例」に基づき、関係団体の代表者や有識者、行政機関の職員などで構成する「松野町子ども・子育て会議」において、本計画の内容について審議しました。また、町民の子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、就学前児童及び小学生のいる家庭を対象とするニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

調査名称	松野町 子ども・子育て支援に関するニーズ調査		
調査対象	就学前児童／町内に居住する０歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭 小学生／町内に居住する小学生の子どもがいる家庭		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査期間	令和元（2019）年８月		
配布・回収状況		全体	就学前児童
		小学生	
	配布数	184 件	81 件
	有効回収数	161 件	72 件
	有効回収率	87.5%	88.9%

第2章 本町の子育てを取り巻く現状

【1】人口等の動き

1 人口の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本町の人口は、平成31(2019)年3月末日現在3,932人であり、平成26(2014)年から約370人の減少(平成26(2014)年を100.0とした場合91.4)となっています。1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成26(2014)年の2.11人から平成31(2019)年で1.94人となっています。

【人口・世帯数の推移】

	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
人口(人)	4,301	4,211	4,163	4,165	4,037	3,932
世帯数(世帯)	2,042	2,030	2,043	2,078	2,043	2,029
世帯人員(人/世帯)	2.11	2.07	2.04	2.00	1.98	1.94
人口増減率(%)	100.0	97.9	96.8	96.8	93.9	91.4
世帯数増減率(%)	100.0	99.4	100.0	101.8	100.0	99.4

注：増減率は、平成26(2014)年を100.0とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)(外国人を含む。)

(2) 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」については、増減を繰り返しながら推移しています。

平成29(2017)年では、自然動態がマイナス56人、社会動態がマイナス13人で、合計69人の人口減少となっています。

【人口動態】

(単位：人)

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	
平成26(2014)年	11	96	-85	132	110	22	-63
平成27(2015)年	17	82	-65	116	127	-11	-76
平成28(2016)年	13	75	-62	124	111	13	-49
平成29(2017)年	24	80	-56	100	113	-13	-69

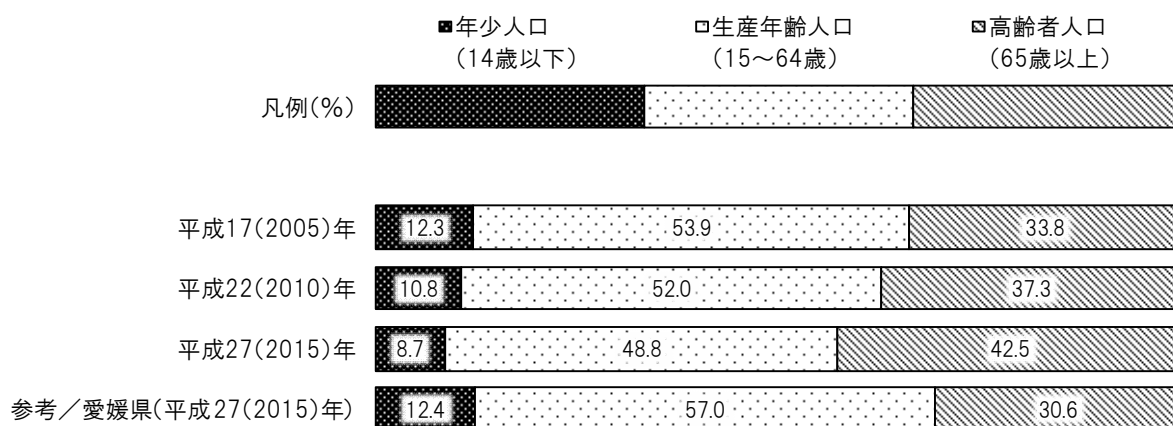
注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：自然動態は人口動態統計、社会動態は住民基本台帳人口移動報告(各年1月から12月分の移動状況)

(3) 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、平成 27（2015）年では年少人口（14 歳以下）は 8.7%、生産年齢人口（15～64 歳）は 48.8%、高齢者人口（65 歳以上＝高齢化率）は 42.5%となっており、高齢化率は県の平均を上回り増加で推移しています。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

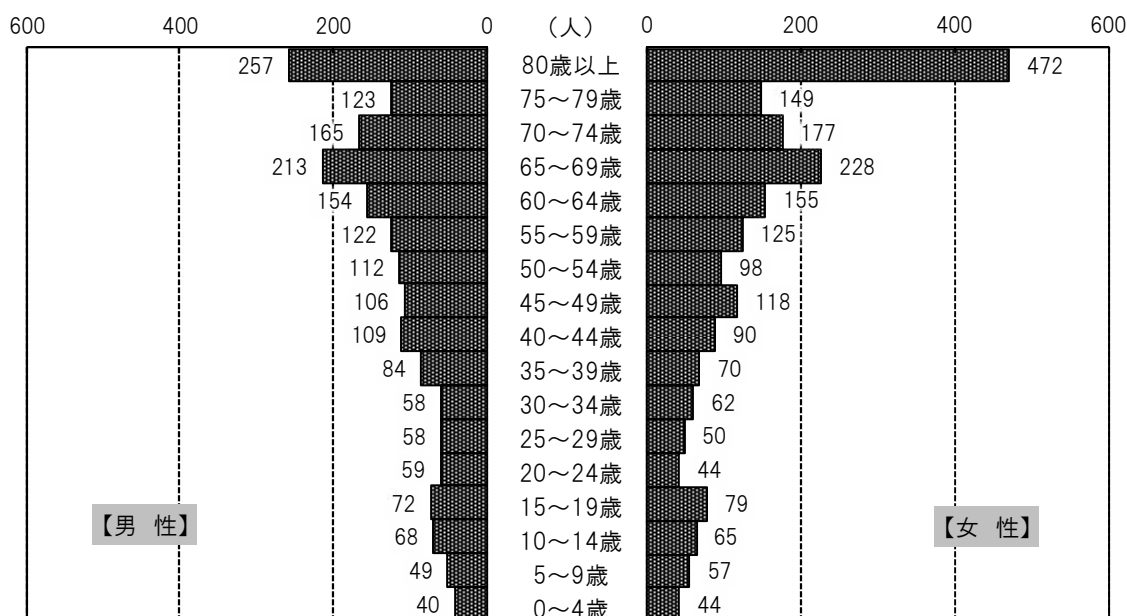
【年齢3区分人口構成比】



資料：国勢調査

更に、年齢を5歳階級別でみると、男女共に 60 歳代後半を中心とする「団塊の世代」が多くなっています。また、80 歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回り、差が目立っています。

【年齢5歳階級別人口】

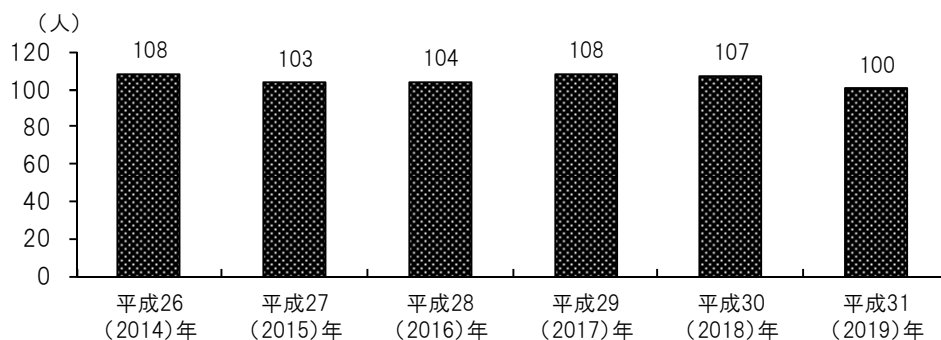


資料：住民基本台帳(平成 31(2019)年3月末日現在)(外国人を含む。)

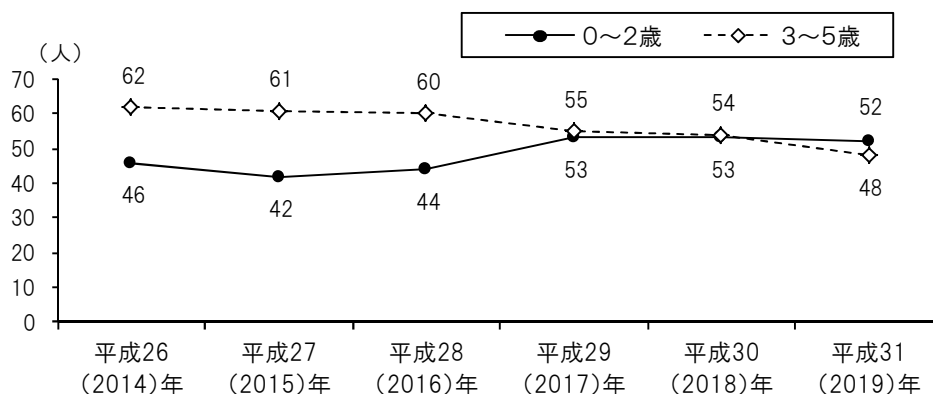
(4) 子どもの人口推移

本町の5歳以下の子ども人口の推移をみると、近年はおおむね横ばいで推移していましたが、平成 31（2019）年ではやや減少しています。また、3～5歳の合計人数が0～2歳の合計を上回って推移していましたが、平成 31（2019）年では、それが逆転した状態となっています。

【子どもの人口推移（0～5歳合計）】



【子どもの年齢別人口推移】

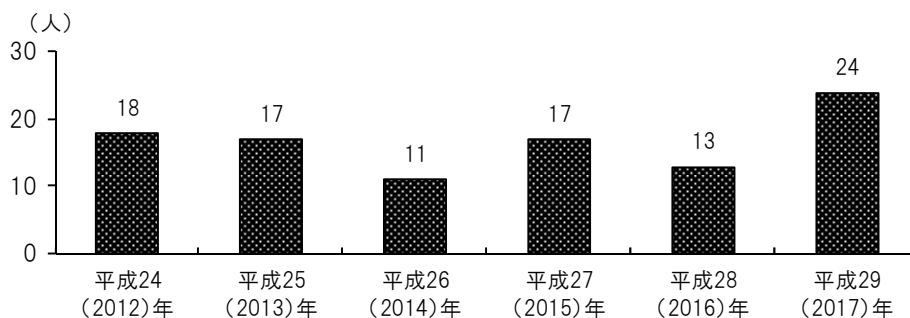


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）（外国人を含む。）

(5) 出生数の推移

本町の出生数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、平成 29（2017）年は24人となっています。

【出生数の推移】

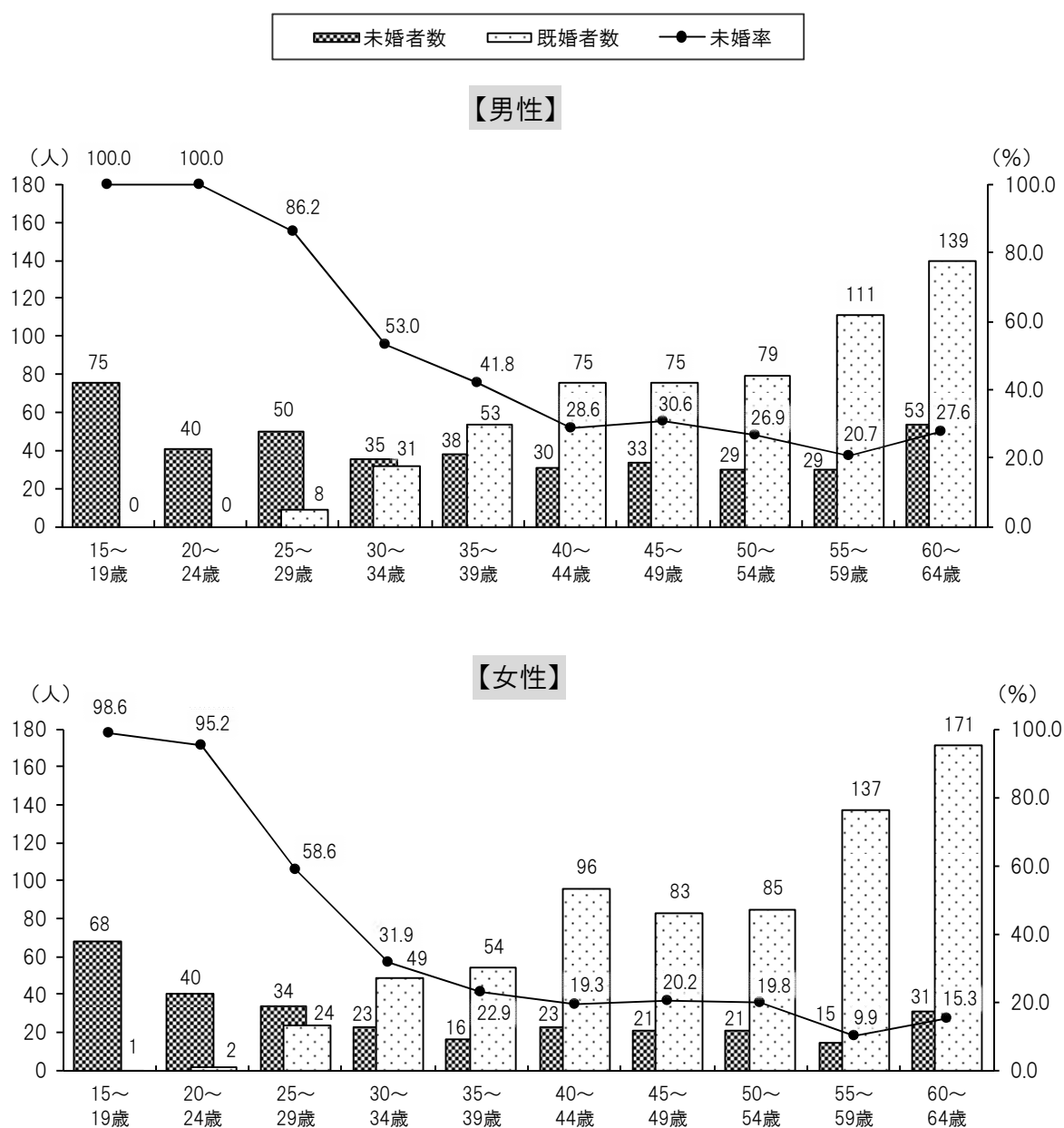


資料：人口動態統計

2 婚姻の状況

本町の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20 歳代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30 歳代後半になると逆転することから、30 歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30 歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



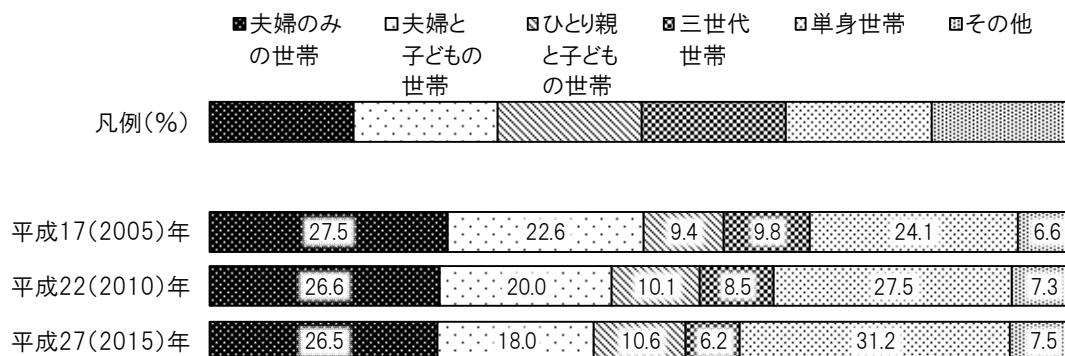
資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

3 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成 17（2005）年から平成 27（2015）年までの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかな減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本町の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭については、平成 27（2015）年で 34 世帯となっており、うち母子世帯が 25 世帯（73.5%）となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
ひとり親家庭(合計)	35	30	34
母子世帯数	27(77.1%)	26(86.7%)	25(73.5%)
父子世帯数	8(22.9%)	4(13.3%)	9(26.5%)

資料：国勢調査

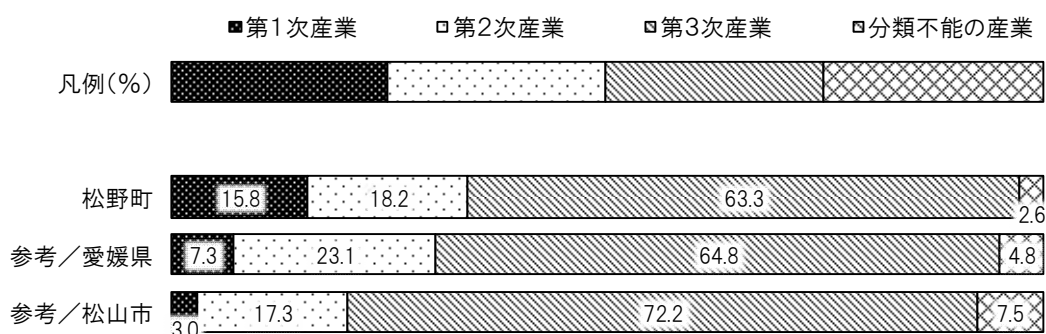
4 就業の状況

(1) 就業構造

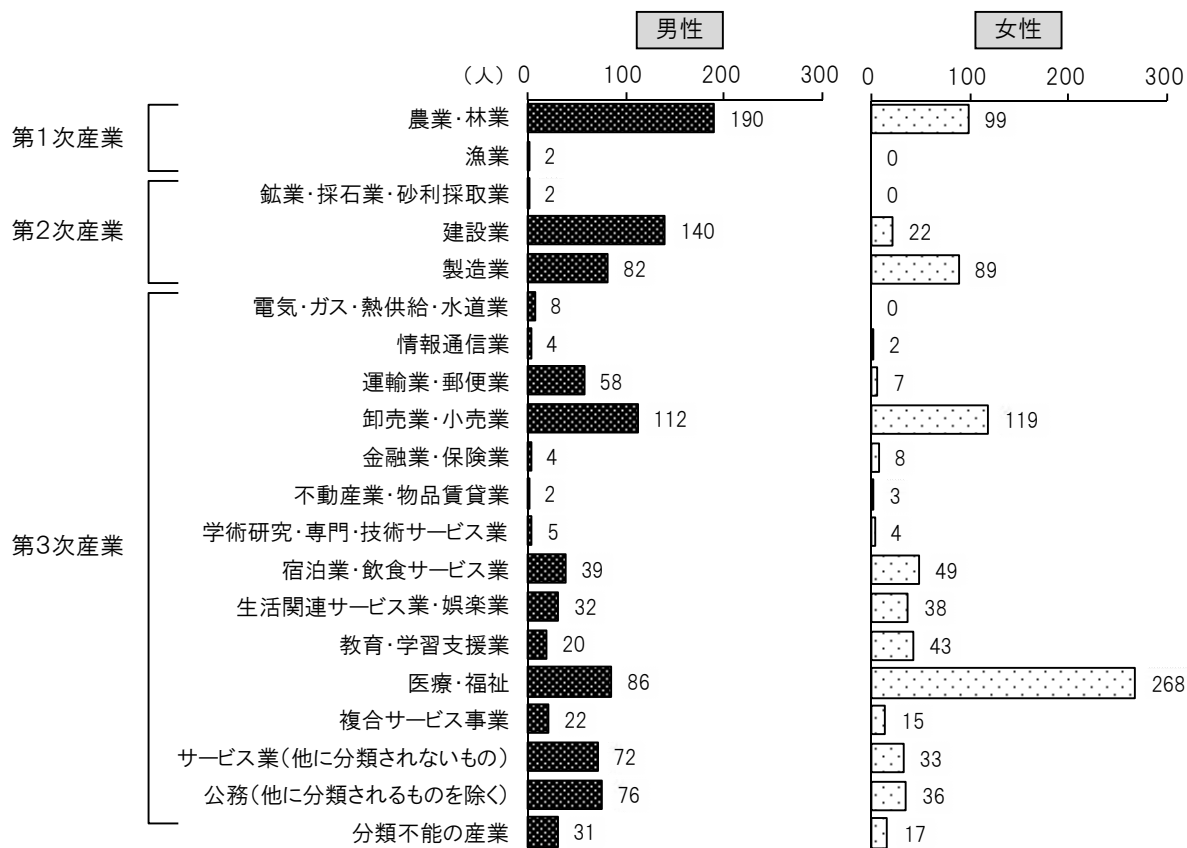
産業別就業者構成比をみると、平成 27(2015)年では第 1 次産業の割合が 15.8%、第 2 次産業が 18.2%、第 3 次産業が 63.3%となっています。愛媛県全体と比べ、第 1 次産業の割合が高く、第 2 次産業の割合が低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

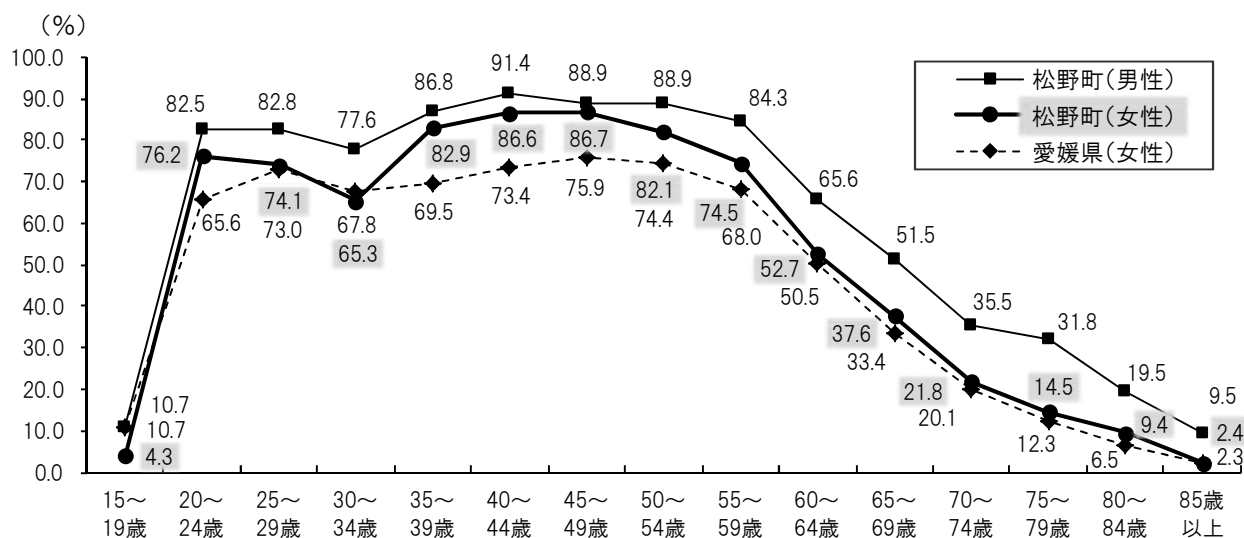


資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

(2) 年齢別就業率

本町における女性の就業率をみると、30 歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ^注」の状況がうかがえます。

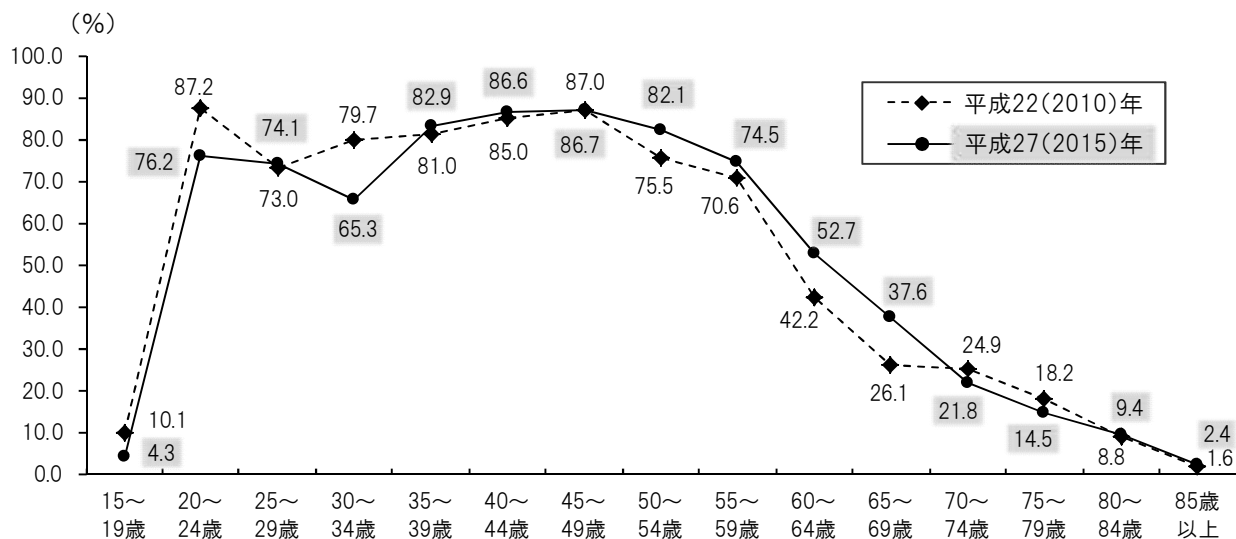
【年齢別就業率（県比較）】



資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

本町の実業率は、平成 22 (2010) 年に比べ全体的に増加しており、共働き世帯が増えていることがうかがえます。一方、30 歳代前半の実業率は減少しています。

【女性の年齢別就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

注：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

【2】教育・保育施設・事業の利用状況

1 教育・保育事業の利用状況

本町の教育・保育事業の実績値については、下表のとおりです。

(単位:人)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
2号認定※	3～5歳	65	56	57	54	50
3号認定※	0歳	6	5	7	13	9
	1～2歳	24	26	31	29	32
合 計		95	87	95	96	91

※子ども・子育て支援法における「保育の必要性の認定」による区分。2号認定は保育の必要性がある3歳以上の就学前の子ども。3号認定は保育の必要性がある3歳未満の子ども。1号認定は、幼稚園など保育を利用しない教育を希望する3歳以上の就学前の子ども。

2 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

本町の地域子ども・子育て支援事業の実績値については、下表のとおりです。

事業名		単位	実績				実績 (見込み)
			平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
1	延長保育事業	人	6	16	11	11	12
2	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成 事業)【低学年】	人	29	20	29	34	26
	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成 事業)【高学年】	人	6	1	7	7	10
3	子育て支援短期利用 事業	延べ人	0	0	0	0	0
4	地域子育て支援拠点 事業	延べ人	48	42	45	53	48
5	一時預かり事業 (幼稚園在園者(1号認 定)3～5歳)	延べ人	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (幼稚園在園者(2号認 定)3～5歳)	延べ人	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (上記以外の0～5歳)	延べ人	0	0	0	0	3
6	病児・病後児保育事業	延べ人	0	0	0	0	0
7	ファミリー・サポート・セ ンター事業(子育て援 助活動支援事業)	延べ人	0	0	0	0	0
8	妊婦健康診査事業	人	146	240	242	164	210
9	乳児家庭全戸訪問 事業	人	13	15	25	14	15
10	養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0

第3章 本町の現状からみる課題

【1】第1期計画の取組内容からみる課題と方向性

子育て支援に関連する取組は、教育・保育分野をはじめ、学校教育や保健、福祉部門、生涯学習部門、商工労働部門等、様々な分野との連携や調整が必要です。

本町では、第1期計画に基づき施策を実施しており、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出して次年度の取組に反映させています。

本計画の策定に当たり、第1期計画の「施策体系」に沿って、これまでの主な取組内容及び今後の取組の方向性（課題）を整理しました。

【参考／第1期計画の施策体系】

基本目標1 多様なニーズに応じた保育・教育の提供

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 新制度の概要
- 3 教育・保育事業の提供
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進
- 5 地域子ども・子育て支援事業の提供

基本目標2 健やかに育つ・育てる環境づくり

- 1 親と子どもの健康と安心の確保
- 2 親の教育力の向上
- 3 子どもの発達段階に応じた関わり
- 4 児童虐待防止の取組
- 5 ひとり親家庭への支援
- 6 障害児施策の充実

基本目標3 みんなで育てる地域環境づくり

- 1 地域で育てる環境づくり
- 2 子育て情報の提供
- 3 居住・道路環境等の整備
- 4 子どもの安全を確保するため
- 5 仕事と家庭生活の調和に向けた取組

基本目標4 心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境づくり

- 1 郷土を愛する心を育成
- 2 開かれた学校づくり
- 3 小中学校の教育力の向上
- 4 子どもの遊び場の確保

基本目標１ 多様なニーズに応じた保育・教育の提供

施策体系（１）教育・保育提供区域の設定

施策体系（２）新制度の概要

【これまでの主な取組内容】

- 地理的条件、人口、その他社会的条件、保育及び子育て支援を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を町全域で１つと設定しました。

施策体系（３）教育・保育事業の提供

【これまでの主な取組内容】

- １号認定、２号認定、３号認定については、ニーズ調査結果における保護者の利用希望や過去の利用実績等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を設定しました。
- 幼稚園については未実施の事業でしたが、町内に２園ある保育所を保育所型の認定こども園へ移行することなどの検討を行いました。

施策体系（４）幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進

【これまでの主な取組内容】

- 地域における保育所機能の充実を図るため、研修を実施し、職員全体の専門性の向上を図りました。

今後の主な取組の方向性※
●１号認定の子どもも虹の森まつの保育園を利用できる制度の整備。 ●県による保育指導の活用。 ●保育士等の研修への参加を促進する環境の整備。

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

施策体系（５）地域子ども・子育て支援事業の提供

【これまでの主な取組内容】

- 子どもや保護者が地域子育て支援事業の中から適切な事業を選択し、円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で支援を行いました。
- 地域に身近な場所を子育て支援の拠点として、子育て中の親子の交流、育児相談等を実施しました。

今後の主な取組の方向性
●一時預かり保育や病児保育等、ニーズに応じた適切な保育サービスの提供の検討。 ●保育サービスの内容についての分かりやすい周知と利用促進。

基本目標2 健やかに育つ・育てる環境づくり

施策体系（1）親と子どもの健康と安心の確保

【これまでの主な取組内容】

- 安心して出産を迎えられるよう、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など、妊娠、出産、子育てに関する相談や指導、役立つ情報の提供を行いました。
- 今後の子育てに向けて、親子の仲間づくりにつなげるための交流機会を提供しました。

今後の主な取組の方向性
●妊婦の母子健康手帳交付時の保健師による面談の実施。 ●適正な妊婦一般健康診査受診の促進。 ●妊婦及び新生児の保健師による家庭訪問の実施。 ●3～5か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児への健康診査の実施。 ●乳幼児健診受診率向上のための取組。 ●乳幼児健診時の心理相談や問診内容の充実。 ●親と子の心と体の健康づくりを目的とした育児相談や離乳食指導の実施。 ●不妊治療に係る経済的な支援及び愛媛県特定不妊治療費助成事業の啓発。 ●定期予防接種の接種勧奨及び感染予防対策の支援。

施策体系（2）親の教育力の向上

【これまでの主な取組内容】

- 親の子育て力を高めるために、保育所、学校、公民館等において家庭教育に関する指導や啓発を行いました。
- 保護者の集まる機会を利用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図りました。

今後の主な取組の方向性
●「森の国人権の集い」の開催及び人権課題の啓発の推進。 ●あおぞら子ども会での人権教育の実施。 ●保育所、小中学校、教職員における人権・同和教育研究会等の開催。 ●スクールソーシャルワーカーの設置及び学校や家庭における相談体制の充実。

施策体系（3）子どもの発達段階に応じた関わり

【これまでの主な取組内容】

- 妊娠中絶や性感染症などの性に関することや、喫煙や飲酒、薬物などの子どもが陥りやすい健康問題に対し、心身共に健康な生活が送れるよう支援を行いました。
- 学校、家庭、地域との連携を図り、子どもと保護者に対し思春期保健についての正しい知識の普及啓発に努めました。

今後の主な取組の方向性
●教育機関、医療機関及び保健機関等と連携した、性に関する正しい情報を学ぶ機会の創出及び性に関する教育と健全な思春期世代への正しい知識の普及。 ●関係機関や家庭、学校、地域と連携した、たばこや薬物乱用防止対策の推進。 ●学校での定期的な健康診断の実施及び感染症予防等の推進。 ●中学校生徒、保護者及び教職員を対象にした思春期教室の開催及び参加促進。 ●思春期の心と体に関する悩みについて、保健師や専門医による相談の実施。 ●地域と関係機関が連携した青少年の育成支援。 ●子育て文化活動やスポーツ事業の実施。 ●愛媛県青少年保護育成条例の普及啓発。 ●関係機関と連携した児童生徒の有害環境排除の推進、インターネット、携帯電話等の正しい利用方法の啓発。 ●保育園年長児の保護者や対象とした食に関する講座（げんキッズ）の開催。 ●未入园児の保護者に対する離乳食や幼児食講座（ぴよぴよげんキッズ）の開催。

施策体系（４）児童虐待防止の取組

【これまでの主な取組内容】

- 保健、福祉、医療、教育、警察等関係機関と連携し、児童虐待の発生を予防するほか、早期発見、早期対応に努めました。
- 児童相談所の権限や専門性を要する場合に遅滞なく介入を求められるよう、関係機関との連携強化を図りました。

今後の主な取組の方向性
●関係機関と連携した虐待の未然防止や、再発防止及び相談体制の整備。

施策体系（５）ひとり親家庭への支援

【これまでの主な取組内容】

- ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努め、相談事業や生活支援、経済的支援など総合的な自立支援に努めました。

今後の主な取組の方向性
●ひとり親家庭への経済的自立と、福祉の向上を図るための経済的支援及び制度の周知。 ●関係機関と連携した、ひとり親家庭の自立を促す就労支援及び相談支援の充実。

施策体系（６）障害児施策の充実

【これまでの主な取組内容】

○障がいのある子どもと保護者を地域全体で支援し、障がいのある子どもが社会の一員として、あらゆる利益を平等に受けることができるよう、療育相談体制の充実や学習支援体制の充実を図りました。

今後の主な取組の方向性
●どこに相談しても必要な支援につながる体制の整備及び保健師や関係機関との連携の強化。 ●児童生徒の状況に応じた教育への対応と教職員の資質向上。 ●障がい福祉サービスの周知、普及や各種ボランティア、団体活動の促進。 ●当事者や家族のニーズを聴く機会の創出。 ●障がいのある子どものいる家庭への経済的負担の軽減。 ●保育所や学校での支援体制の整備及び保育士や支援員の確保。

基本目標３ みんなで育てる地域環境づくり

施策体系（１）地域で育てる環境づくり

【これまでの主な取組内容】

○地域の連帯感や教育力の向上を図り、自主的な活動の促進や全ての家庭を対象に親子が交流できる拠点を増やすなど、地域の状況に応じた子育て支援ネットワークの形成を推進しました。

今後の主な取組の方向性
●「分館対抗スポーツフェスティバル」など、子どもが主体的に活動できるスポーツ活動の支援。 ●ニュースポーツ導入など新たな取組の推進。 ●社会教育や体育スポーツ振興の事業など、生涯学習事業の充実。 ●家庭、保育所、学校、地域等が連携した声掛け活動やボランティア活動の推進及び地域の教育力の向上。

施策体系（２）子育て情報の提供

【これまでの主な取組内容】

- 町内で提供されているサービスや施設等が必要な人に適切に利用されるよう、効果的な情報提供を行いました。
- 子育て情報が子育て家庭同士で共有され、教育力の向上につながるよう、交流、学習の機会や場の確保に努めました。

今後の主な取組の方向性
●インターネットを活用した広報紙や各種情報の提供及び内容の充実。 ●町公式ホームページや広報紙の回覧、防災無線など様々な媒体を利用した保育サービス情報等の周知。

施策体系（３）居住・道路環境等の整備

【これまでの主な取組内容】

- 地域住民全体がゆとりや安心感を持って生活できる都市空間の形成に向け、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めました。

今後の主な取組の方向性
●子育て世代も利用しやすい住宅環境の整備。 ●子育て世代の定住促進を促す住宅の建設。 ●歩道の新設や改良、カーブミラーやガードレールの設置や補修など、子どもや妊産婦などが安全に安心して通行することができる道路交通環境の整備。 ●公共施設や公共交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入促進。

施策体系（４）子どもの安全を確保するため

【これまでの主な取組内容】

- 安全意識の啓発を進めるとともに、安全教育や登下校の見守りなどに取り組み、子どもや子育て家庭をはじめ、全ての人が安心して暮らすことができるまちを目指しました。

今後の主な取組の方向性
●児童生徒の見守り活動など、安全、安心なまちづくりの推進。 ●関係機関と連携した「まもるくんの家（子ども１１０番の家）」活動の促進。 ●防犯教室や避難訓練など各保育所、学校の防犯体制の推進。 ●交通安全教室や交通安全の呼び掛け等の実施及び交通安全教育の推進。 ●家庭における防災意識の高揚及び保育所、学校等における防災体制の整備。 ●学校内の安全管理の推進及び教職員の危機管理能力の向上を図るための研修の実施。 ●スクールガードの活動の充実及び養成講習会の開催。

施策体系（５）仕事と家庭生活の調和に向けた取組

【これまでの主な取組内容】

- 家庭での乳幼児期からの正しい食事の取り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成を図るため、食に関する学習の機会や情報提供を推進しました。
- 仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に取り組みました。

今後の主な取組の方向性
●げんキッズ事業及びつくしんぼ利用者を対象とした食に関する事業の推進。 ●未入园児に対する食育の推進。 ●育児や子どもの成長、発達、健康管理等に関する正しい知識や情報の提供。 ●男性の家事、育児、介護への参画促進及び仕事と家庭を両立できる環境づくりの推進。 ●仕事と家庭生活の両立に向けた働き方の見直しの啓発。 ●ハローワークによる出張職業相談会の実施。

基本目標４ 心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境づくり

施策体系（１）郷土を愛する心を育成

【これまでの主な取組内容】

- 松野町特有の地域資源を活用した活動で、郷土を愛する子どもの豊かな心身を育む取組を推進しました。

今後の主な取組の方向性
●河後森城跡や俳句を活用した、郷土の歴史や地域文化に触れる学校教育の実施。 ●ふるさとと自分のつながりや勤労の尊さについて考え、学んだことを現在や将来の生き方に生かそうとする態度を養う総合学習の実施。

施策体系（２）開かれた学校づくり

【これまでの主な取組内容】

- 専門的な教育機能が整備された機関として地域に協力し、開かれた学校づくりを目指すとともに地域の特色を生かした学習環境づくりを進めました。

今後の主な取組の方向性
●学校、家庭、地域の協力支援体制の強化。 ●地域の実情に応じた特色のある学校教育の推進。

施策体系（３）小中学校の教育力の向上

【これまでの主な取組内容】

○子ども一人一人が自信と希望を持って、自らの将来や社会を力強く切り開いていけるよう、基礎教育の場である小中学校の教育環境の整備、教育活動の充実及び向上を図りました。

今後の主な取組の方向性
●基礎学力の向上、教科の基礎、基本の定着に向けた取組の推進。 ●子どもの能力、適性、興味、関心に応じた特色ある教育課程の編成及び一人一人の個性を伸ばす教育の実施。 ●地域、家庭、学校が連携し、地域に根ざした特色ある学校づくり。 ●行政職員や教職員等の資質向上を目指した研修や研究事業の充実及び知識の共有化等の推進。

施策体系（４）子どもの遊び場の確保

【これまでの主な取組内容】

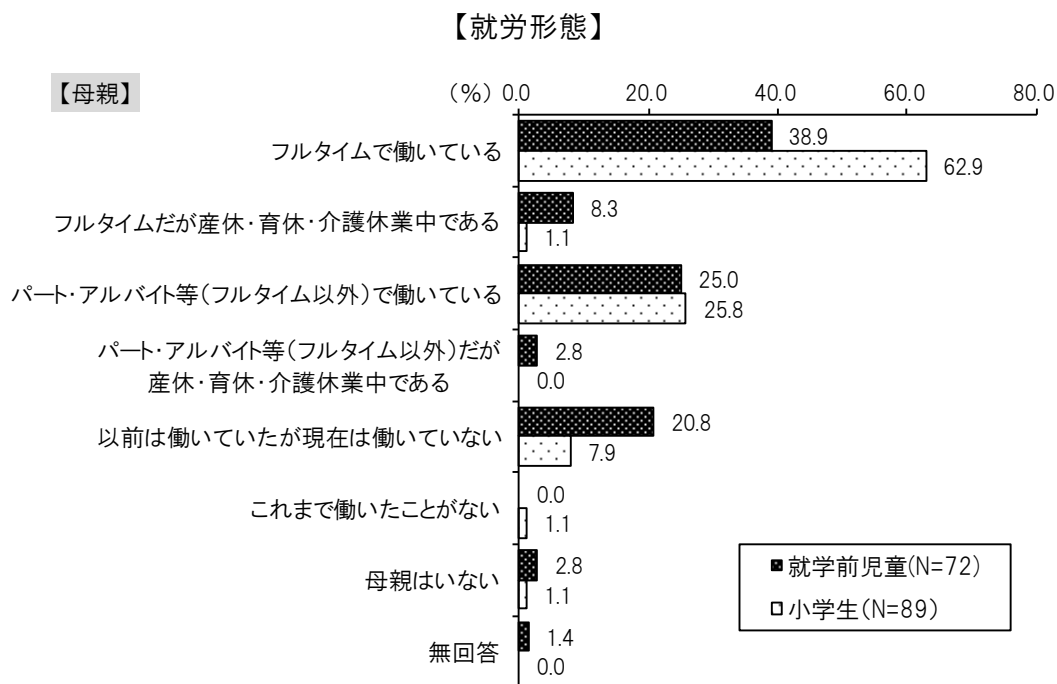
○安全、安心に親子が伸び伸びと遊び、交流できるような遊び場の確保に努めました。
○広報やインターネット等を通じた安全、安心な子どもの居場所や居住環境等の情報提供に取り組みました。

今後の主な取組の方向性
●多様化する教育活動に対応できる公共施設の活用方法についての検討。 ●転入した子育て世代への子育て応援パンフレットの配布。 ●第一子からを対象とした、町内の店舗で使えるおむつ券の交付。

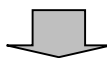
【2】ニーズ調査から読み取れる課題

1 保護者の就労状況について

(1) 就学前の母親の大半が現在就労しており、小学生になるとフルタイムで就労している割合は更に高まります。子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。



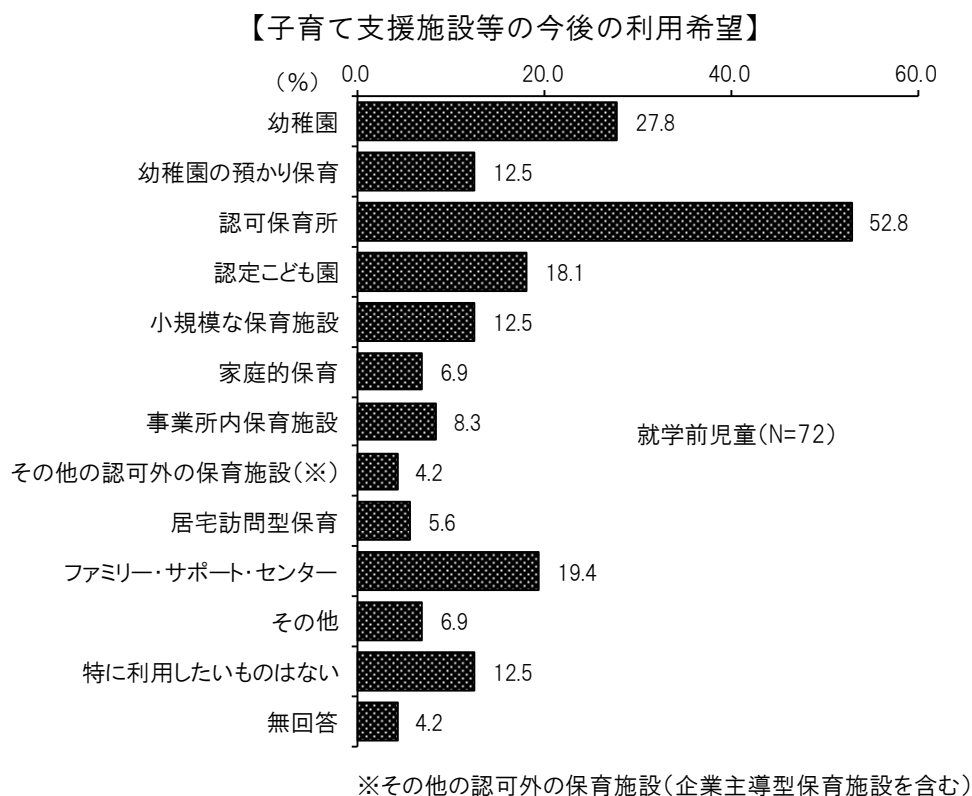
(2) 一方、現在、パート・アルバイト等で就労している就学前の子どもの母親の4割以上が、フルタイムへの転換を希望しており、現在、就労していない母親の大半が、今後、パート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。



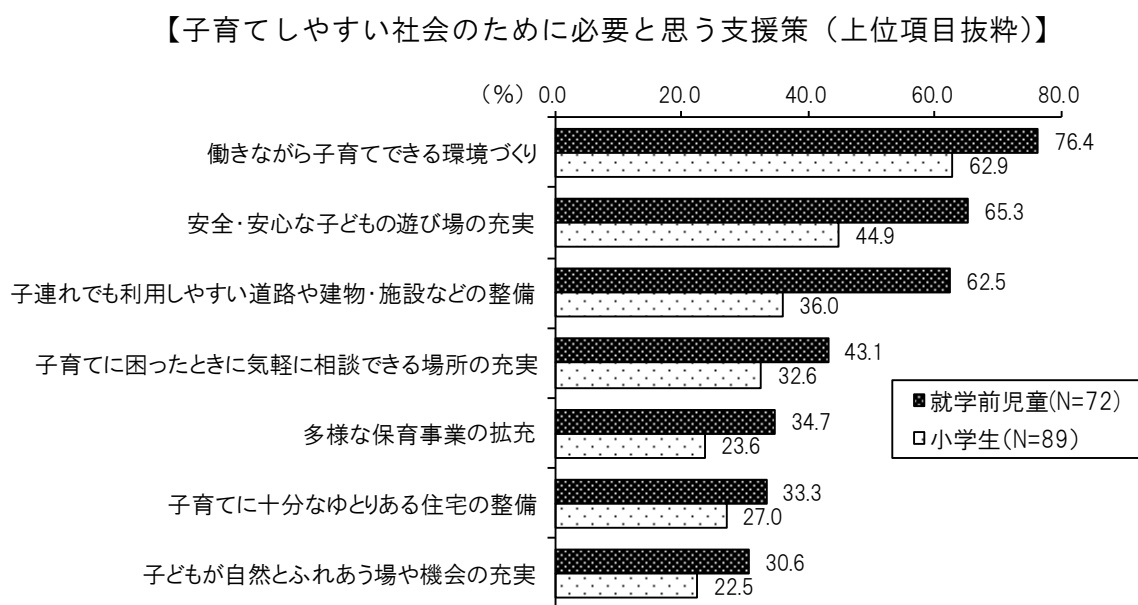
●子どもの成長に伴い、就労する母親が増えていく傾向を見据え、今後の就労環境の整備と、就労ニーズを踏まえた子育て支援策の充実が必要です。

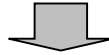
2 子育て支援施設等の利用について

(1)「認可保育所」の利用者が大半を占めており、今後の利用希望でも「認可保育所」が半数以上と高くなっています。また、施設を利用する際に重視することでは、「教育や保育の内容」をはじめ、「自宅から近い」という立地条件などが多く回答されています。



(2) 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策をみると「働きながら子育てできる環境づくり」が7割以上と最も高くなっています。





-
- 保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。そのため、教育や保育を提供するための人材の確保や、技術、技能を含む質の向上も必要です。
-

3 多様な保育サービスについて

- (1) 保育所等の土曜日の利用希望は7割以上、日曜日や祝日は3割以上が「利用したい」と回答しています。
- (2) 第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、土曜日に「ほぼ毎週」の利用希望が大きく増加しています。
- (3) 子育て支援センター（つくしんぼ）については、現在の利用に比べ今後の利用希望が多く、ニーズは高くなっています。
- (4) 家庭で子どもをみている保護者の利用を中心とする「一時預かり事業」の現在の利用率は僅かですが、今後の利用希望は約6割と高いニーズがうかがえます。また、宿泊を伴う預かりが必要となった割合も一定程度みられました。
- (5) 保護者の大半が、子どもの病気やけがのときに保育所等を利用できなかった経験をしており、仕事を休んで対処した保護者のうち、約半数が「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。
- (6) 第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、「病児・病後児のための保育施設等」の利用希望は増加しています。
- (7) 小学生では、病気やけがのとき学校を休んだ経験は6割以上を占め、その対応として母親が仕事を休んだり、親族や知人にみてもらったりして対処したケースが多くなっています。また、保護者が仕事を休むことについては、4割以上が「難しい」と回答しています。



-
- 保育所等の土曜日や休日の利用についての検討が必要です。
 - 一時預かり事業などについて、利用しやすい提供体制の整備に向けた取組とともに、より分かりやすく事業の内容を周知していくことが必要です。
 - 子どもが病気などの対応について、職場の理解を深めていく施策の検討が必要であるとともに、「病児・病後児保育事業」の取組についての検討が必要です。
-

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進について

- （１）育児休業を取得したことがある就学前の母親は約４割みられますが、約２割は育児休業を取得しなかったと回答しています。
- （２）仕事と子育ての両立のため必要なこととして、「子育てに関する職場や家族の理解・協力」が高い割合で求められています。



-
- ワーク・ライフ・バランスの推進は、育児、介護も含め、家族が健康を維持しながら安心して暮らしていく上でも必要です。そのため、多様な保育サービスの充実をはじめ、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組が必要です。
-

5 放課後の過ごし方について

- （１）就学前の子どもの小学校入学後の放課後の過ごし方については、低学年時、高学年時共に「自宅」や「放課後児童クラブ」と回答した保護者が多く、特に、低学年時は「放課後児童クラブ」の利用希望が４割以上と高くなっています。
- （２）放課後児童クラブを利用している小学生の割合は約２割ですが、今後の利用希望は約３割と高くなっています。利用者の満足度はおおむね高くなっていますが、平日だけではなく、長期休業中における利用希望も多くみられます。また、利用したい学年も「６年生まで」の希望者が多くなっています。
- （３）小学生における放課後の過ごし方は「自宅」が最も多く、１～３年生では「放課後児童クラブ」が約３割を占めています。

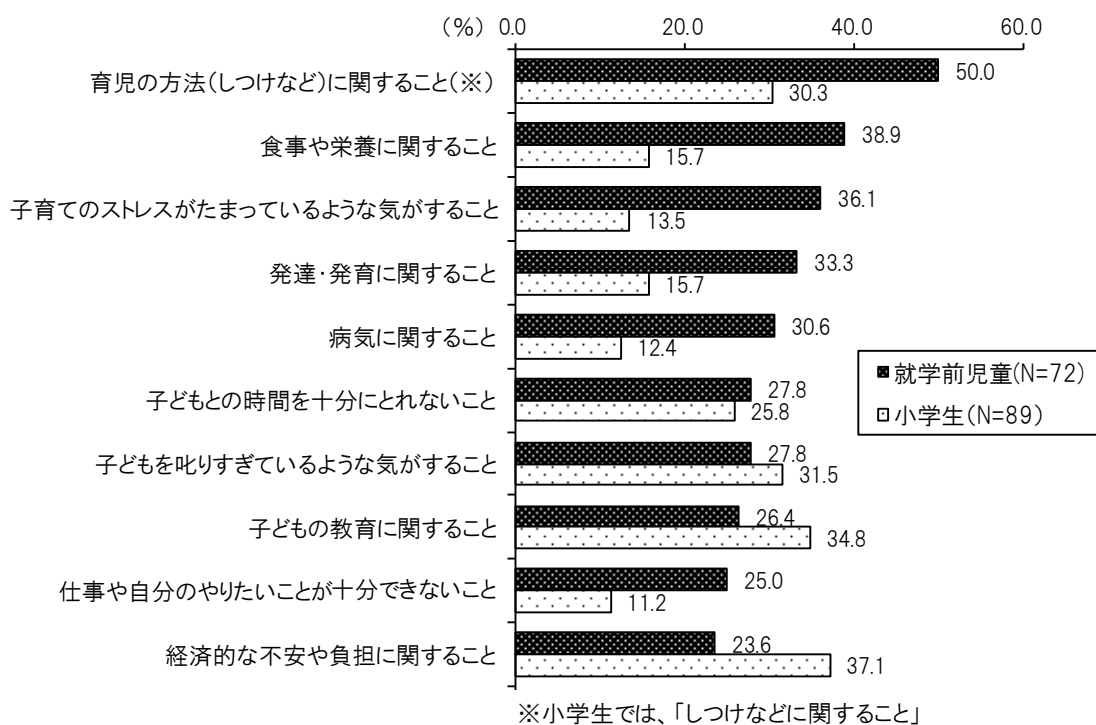


-
- 低学年時の「放課後児童クラブ」の利用希望をはじめ、「６年生まで利用したい」という希望も多く、今後の需要の増加が見込まれます。利用を希望する子どもの受け入れ先の整備をはじめ、指導員の確保、ニーズに応じた利用期間や時間、送迎バスの運用等の検討が必要です。
-

6 様々な相談支援の充実について

(1) 子育てに関する不安や負担は、就学前の子ども、小学生の保護者共に大半が感じています。また、子育てに関する悩みは、就学前の子どもの保護者では、「育児の方法(しつけ)」や「食事や栄養」「子育てのストレス」「発達・発育」「病気」など、多岐にわたっています。しかし、子育てに関する相談先は、主に家族や友人・知人など身近な人が中心となっています。

【子育てに関する悩み（上位項目抜粋）】

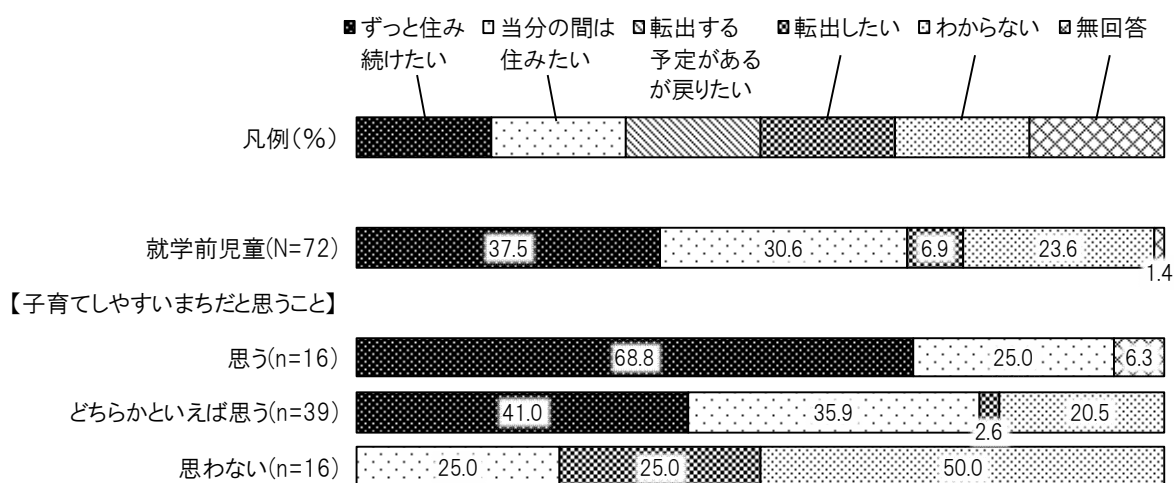


●子育て支援センター（つくしんぼ）は、子育てに関する情報提供や相談、助言などを行う本町における地域の子育て支援拠点です。子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりなど、支援体制の拡充を図る必要があります。

7 地域における子育て支援について

- (1) 近所の人との付き合いの程度をみると、小学生の保護者は「困ったときに助け合う人がいる」割合が2割程度となっています。
- (2) 就学前の子ども、小学生保護者共に、大半が本町を「子育てがしやすいまち」と感じています。また、本町が「子育てしやすいまちだと思う」と回答した人ほど、「ずっと住み続けたい」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいまちだと思わない」と回答した人ほど「転出したい」への回答が多くなっています。

【松野町での永住意向】



- (3) 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策は、「働きながら子育てできる環境づくり」「安全・安心な遊び場」「道路や建物・施設等の整備」「気軽に相談できる場所」などが多くなっています。



- 「子育てしやすいまち」を視点とした、まちづくりの推進が求められます。
- 安全な遊び場や防犯、交通安全対策など、子どもの安全、安心の確保が求められています。子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

本町の最上位計画である「第5次松野町総合計画」では、「森の国の未来へむかって」という基本構想の下、『誇りと愛着の持てる「森の国」協働のまちづくり ～みんなでつくりあふれる未来～』という将来像を掲げ、町の総合的な取組を推進しています。このうち子育て支援施策は、保健、医療、福祉分野の基本目標「いのち育む健やかなふるさとづくり」の中で、延長保育など多様なニーズに対応できる保育所運営に取り組み、地域ぐるみで子育て支援体制を構築することなどを位置付けています。

第1期計画においては、豊かな自然環境に恵まれ、周囲の人たちの支援も受けやすいなど都会とは違った本町の良さを生かしつつ、「豊かな自然に囲まれた森の国 まつので 明るい笑顔を育てよう」という基本理念を掲げ、地域が一体となって子育て家庭を支援できまちづくりを推進してきました。

一方、第1期計画の取組内容やニーズ調査結果からは、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が見えてきました。このような課題に対応し、安心して地域で子育てができる環境づくりを引き続き推進するため、本計画においては、第1期計画の基本理念を継続し、より一層の子育て支援施策の充実を図ります。

● 基 本 理 念 ●

**豊かな自然に囲まれた森の国 まつので
明るい笑顔を育てよう**

【2】基本目標

基本目標については、第1期計画で定めた4つの項目を、国や県の動きや本町における子育て環境の変化、また新たな課題等を踏まえ、次の5つの項目に改めます。

この基本目標に基づいて進める「基本施策」及び「具体的な事業」については、第1期計画で実行してきた個別の事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

【基本目標１】子育て家庭を支える環境づくり

保育内容と保育体制の充実を図るとともに、仕事と家庭生活（子育て）の両立を促進し、働きながら子育てできる環境づくりを推進します。また、様々な育児不安や悩みに対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、子育ての孤立を防ぎます。

【基本目標２】親と子の健康づくり

安心して妊娠、出産に臨めるよう、妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備し、親子の健康づくりを支援します。

【基本目標３】配慮が必要な子どもへの支援

ひとり親家庭への生活支援や障がいのある子どもへの支援、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策など、配慮が必要な子どもや家庭への支援を行い、安心して生活できる環境づくりを推進します。

【基本目標４】生きる力を育む学びの場づくり

確かな学力を育む教育を推進するとともに、子どもが自ら考え行動し、健全で豊かな人間性を育成する環境づくりを推進します。

【基本目標５】子どもにやさしいまちづくり

安全で快適なまちづくりを通じて、子どもが安全に、安心して過ごせる生活環境を整備するとともに、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう様々な対策に取り組みます。

【3】計画の体系図

【基本理念】豊かな自然に囲まれた森の国 まつので 明るい笑顔を育てよう

【基本目標1】 子育て家庭を支える 環境づくり

- 基本施策1 多様なニーズに応じた受入体制の整備
- 基本施策2 保育サポートの充実
- 基本施策3 子育て情報の提供と相談支援の充実
- 基本施策4 子育てのネットワークづくり
- 基本施策5 仕事と子育てを両立できる環境づくり

【基本目標2】 親と子の健康づくり

- 基本施策6 妊娠期からの切れ目のない支援
- 基本施策7 親子の健康づくり

【基本目標3】 配慮が必要な子ども への支援

- 基本施策8 ひとり親家庭への支援
- 基本施策9 障がいのある子どもへの支援
- 基本施策10 児童虐待防止対策の推進
- 基本施策11 経済的支援と子どもの貧困対策の推進

【基本目標4】 生きる力を育む 学びの場づくり

- 基本施策12 確かな学力を育む教育の推進
- 基本施策13 健全育成の推進
- 基本施策14 地域で子どもを育む環境づくり

【基本目標5】 子どもにやさしい まちづくり

- 基本施策15 子どもの遊び場の確保
- 基本施策16 良好な生活環境と定住の促進
- 基本施策17 子どもの交通安全対策
- 基本施策18 子どもの防犯・防災対策

第5章 本町の子ども・子育て支援施策

【基本目標1】子育て家庭を支える環境づくり

基本施策1 多様なニーズに応じた受入体制の整備

保護者の就労形態の多様化や保育ニーズの変化を踏まえた、保育内容と保育体制の充実を図り、安心して子育てできる環境を整備します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	通常保育事業の充実	●多様化する保育ニーズや保護者の就労ニーズの高まり等を踏まえ、保育内容と保育体制の充実を図ります。	町民課
2	保育環境の充実	●大学のインターン等を活用し、保育士の確保に努め、保育士が安心して働ける職場環境の充実を図ります。 ●保育に従事する職員一人一人の資質向上を目指し、県保育協議会主催の研修へ参加するとともに、地方局による保育指導講師の派遣等を活用して、職員全体の専門性の向上及び保育所機能の充実を図ります。	町民課 虹の森まつの保育園
3	特別利用保育事業	●就労、疾病等の保育の必要性のない、本来であれば保育園の利用ができない3歳児以上の子どもが、虹の森まつの保育園※を利用することができるよう体制を整えます。	町民課 虹の森まつの保育園
4	外国人家庭への支援	●関係機関と連携し、外国人家庭の子育ての不安軽減を図ります。	町民課 保健福祉課 教育委員会

※「虹の森まつの保育園」は、以下「虹の森保育園」と表記します。

基本施策2 保育サポートの充実

子育てに不安や負担を感じている保護者も安心して子育てできるよう、多様な保育サービスの提供や、子育てについて様々な相談ができる環境を整備します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	延長保育事業	●保育短時間認定を受けた場合でも、保育標準時間までの延長保育を実施します。	町民課
2	放課後児童クラブ事業	●保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護者が不在の小学生を対象に、森の国ふれあいセンターで放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供します。	町民課

施策名		具体的施策の内容	担当課
3	地域子育て支援拠点事業	●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行うとともに、事業内容や情報提供の充実に努め、利用促進を図ります。	町民課 虹の森保育園

基本施策3 子育て情報の提供と相談支援の充実

相談支援機能や親子の交流拠点として、子育て支援センターの充実に努めます。子育てに関する情報提供体制を整備し、必要な情報の提供に努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（再掲）	●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行うとともに、事業内容や情報提供の充実に努め、利用促進を図ります。	町民課 虹の森保育園
2	インターネットによる子育て情報の提供	●広報紙や子育て応援パンレットなどの各種情報を町ホームページに掲載するなど、インターネットを活用した子育て情報の提供に努めるとともに、内容の充実に努めます。	総務課 町民課
3	情報提供体制の整備	●保健や福祉等の子育てに関する様々な情報について、広報紙や町ホームページで周知するとともに、保育所等の利用者や利用希望者に向けて、保育サービス等の情報について、広報紙や各保育所の「おたより」などを活用して周知していきます。	関係各課 町民課 虹の森保育園
4	子育て世代包括支援センターの設置	●子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠の届出の機会に捉えた情報に基づき、妊娠、出産、子育てに関する様々な相談に応じるとともに、必要に応じて個別の支援プランを作成し、関係機関と連携して妊娠初期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。	保健福祉課

基本施策4 子育てのネットワークづくり

地域の関係機関や住民が連携して、子育ての孤立感を軽減するとともに、つながりを感じられる地域づくりを推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（再掲）	●子育て支援センター「つくしんぼ」において、子育て中の親子の交流や育児相談等を行うとともに、事業内容や情報提供の充実に努め、利用促進を図ります。	町民課 虹の森保育園
2	地域における子育て意識の向上	●地域の住民が、子育てへの関心や理解を深め、子どもが地域社会に見守られ、親子共に孤立することなく安心して暮らせるよう、交流の場の充実や児童委員等による地域の連携を促進し、子育て意識の醸成を図ります。	町民課 教育委員会

基本施策5 仕事と子育てを両立できる環境づくり

仕事と子育ての両立や男性の家事、育児、介護への参加促進などについて、家庭や地域、企業等への理解と協力を働き掛けるとともに、仕事と子育ての両立を支える環境の整備を推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	仕事と家庭の両立に向けた環境づくり	●「森の国まつの男女共同参画基本計画」に基づき、仕事と家庭を両立できる環境づくりに努めるとともに、育児休業や介護休業の取得促進を図ります。	ふるさと創生課 町民課
2	男女共同参画による子育ての促進	●「森の国まつの男女共同参画基本計画」に基づき、講演会の開催やパンフレットの配布などを通じて、仕事と家庭生活の両立に向けた働き方の見直しを啓発するとともに、男性の家事、育児、介護への参画を促進する気運の醸成に努めます。また、事業所や企業等への啓発にも努めます。	ふるさと創生課

【基本目標 2】 親と子の健康づくり

基本施策 6 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期の不安を軽減し、母子共に健康で、また安心して出産、子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	子育て世代包括支援センターの設置（再掲）	●子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠の届出の機会に捉えた情報に基づき、妊娠、出産、子育てに関する様々な相談に応じるとともに、必要に応じて個別の支援プランを作成し、関係機関と連携して妊娠初期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。	保健福祉課
2	母子健康手帳の交付	●妊娠の届出があった全ての妊婦に対して、保健センターで母子健康手帳を交付するとともに、保健師による面談を実施します。	保健福祉課
3	妊産婦・健康管理事業	●妊産婦に対して、妊婦一般健康診査受診券を 14 回分発行し、妊娠中の健康管理を支援します。	保健福祉課
4	妊婦訪問事業	●保健師が家庭訪問等を行い、妊娠、分娩、産じょく期を健康に過ごし、安心して育児ができるように、情報提供や相談支援を行います。	保健福祉課
5	新生児等訪問事業	●新生児期等に保健師が家庭を訪問し、発育状況の確認や育児の相談に応じ、母子の心身の健康管理を行います。また、母乳育児の推進や育児環境の調整、育児不安等の早期発見、早期指導のため、2 か月児訪問を実施します。	保健福祉課
6	乳幼児健診の充実	●乳児一般健康診査受診券（3～6 か月と 9～11 か月）を発行し、乳児の健康管理に努めます。 ●3～5 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児、5 歳児には、健康診査や小児科医による心身の発達チェック、歯科医による歯科検診を行います。また、歯科衛生士や言語聴覚士、心理士による指導のほか、保健師や栄養士による相談を実施し、乳幼児の健やかな成長発達を支援します。	保健福祉課

施策名		具体的施策の内容	担当課
7	育児相談事業	●保健師、栄養士による育児相談、離乳食指導を実施し、親子の触れ合いや子どもの健やかな発育、発達を目指すとともに、母親の育児不安の軽減を図り、親と子の心と体の健康づくりを推進します。	保健福祉課
8	不妊治療費助成事業	●「愛媛県特定不妊治療費助成事業」の活用等により、不妊治療に要した費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。	保健福祉課
9	感染症予防対策	●感染症予防のため、定期予防接種を実施します。未接種者には接種勧奨を行い、感染予防対策を支援します。	保健福祉課
10	産婦健康診査事業	●産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない母子に対する支援として健康診査を行います。	保健福祉課
11	産後ケア事業	●退院直後に支援が必要な母子を対象に、産婦人科等医療機関が実施する宿泊型や日帰り型サービスの利用を通じて、母親の心身のケアや育児をサポートします。	保健福祉課

基本施策7 親子の健康づくり

親子の健康づくりに向けて、関係機関が連携して食育を推進するとともに、健康診査、健康相談体制の充実を図ります。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	家庭における食育の推進	●「げんキッズ事業」や地域産材を利用した学校給食など、地産地消に配慮した食育を展開するとともに、家庭での食育の推進に役立つ情報を発信します。 ●つくしんぼ利用者を対象とした食に関する事業を検討し、未入园児の食育の推進に努めます。	町民課 虹の森保育園 保健福祉課 教育委員会
2	子どもの心と体の健やかな発達の促進	●育児や子どもの成長、発達、健康管理等に関する正しい知識や情報を提供するとともに、健康診査、健康相談体制の充実を図り、早期発見、早期対応に努めます。 ●「リレーノート」を活用して、保護者と学校、専門機関等との連携を強化し、子どものよりよい発達を支援します。	保健福祉課 虹の森保育園 町民課 教育委員会

【基本目標３】配慮が必要な子どもへの支援

基本施策８ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭などの生活の安定と自立に向けて、経済的な支援等を行うとともに、家庭の状況に応じて、悩みや不安を相談しやすい環境の整備に努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	経済的支援 (各種手当等の支援)	●ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭の福祉の増進を図るとともに、制度の周知を図ります。	町民課
2	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談の推進	●「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」により、母子及び父子並びに寡婦家庭に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や就学資金などの貸し付けに対応します。	町民課
3	相談・支援活動の充実	●関係機関と連携し、ひとり親家庭に対する生活一般及び自立生活に必要な相談支援活動、資格取得の講座や就労相談等の就労支援の充実を図ります。	町民課

基本施策９ 障がいのある子どもへの支援

関係機関と連携し、障がいのある子どもと家族に対する相談支援体制の充実を図るとともに、子どもの個性に応じた教育・保育を推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	相談支援体制の整備	●保健師や関係機関と連携し、障がいのある子どもに対する相談体制の整備及び本人や家族に対する支援体制の充実を図り、早期の支援につなげます。	町民課 保健福祉課 教育委員会
2	教育・保育の推進	●障がいのある子どもの個性に応じた教育・保育を推進するとともに、研修等による教職員の資質向上を図り、適材適所による人材の確保に努めます。	町民課 教育委員会
3	障がい福祉サービスの充実	●障がい福祉サービスや各種ボランティア、団体活動の促進などを通じて、家庭における介護者の負担軽減を図ります。 ●自立支援協議会の子ども部会との連携を図るとともに、障がいのある子どもが地域社会に参加できるよう支援し、家族等のニーズの把握に努めます。	保健福祉課

施策名		具体的施策の内容	担当課
4	各種手当等の助成	●障がいのある子ども又は保護者に対して、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給を行い、経済的な負担を軽減します。	町民課 保健福祉課

基本施策 10 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携を強化するとともに、家庭での学習機会の充実や情報提供に努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	児童虐待防止の取組	●保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関と連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見、早期対応に努めます。児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、関係機関との連携を強化します。 ●関係機関との連絡会議やケース会議を開催し、要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。	町民課
2	人権意識の啓発	●「森の国の人権の集い」など講演会や講座等を実施し、人権意識の醸成に向けた啓発や情報提供に努めます。	町民課 教育委員会

基本施策 11 経済的支援と子どもの貧困対策の推進

子育て支援のための各種手当や制度の周知と理解に努め、経済的負担感の軽減を図ります。更に、国や県の子ども貧困対策と連携、調整を図り、困難な生活環境にある子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	紙おむつ券の助成	●町内の乳児に対し、町内の店舗で使えるおむつ券を交付します。	町民課
2	子育て世帯への経済的負担の軽減	●国の制度に基づく保育料の無償化をはじめ主食費、副食費の免除、児童手当や児童扶養手当など、子育て世帯の生活の安定と次代を担う子どもの健全な育成を目的として、経済的負担の軽減を図ります。	町民課
3	子ども貧困対策の推進	●経済的な理由により、生活困難な状態にある子どもやその家庭に気付き、早期の支援を図るため、保育所や学校、民生委員等関係機関と連携し、適切に支援が行き届くよう見守り活動の充実に努めます。 ●子ども貧困対策に関する県の取組との連携に努めます。	町民課 保健福祉課 教育委員会

【基本目標 4】生きる力を育む学びの場づくり

基本施策 12 確かな学力を育む教育の推進

子ども一人一人が持つ個性を十分に発揮し、生きる力を育めるよう、基礎学力の向上や確かな学力の育成を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	基礎学力の向上と創造性の育成	●基礎学力の向上のため、学校で教科の基礎、基本の定着に向けた取組を推進し、一層の学力向上を推進します。	教育委員会
2	学校教育環境の整備	●子どもが「生きる力」を育めるよう、学校において、基礎的、基本的な学習内容の確実な定着や、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図ります。 ●子どもの能力や適性、興味、関心に応じた特色ある教育課程の編成に努めます。 ●地域及び家庭、学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。	教育委員会
3	職員の資質の向上	●行政職員や教職員の資質や能力の向上を目指し、研修、研究事業の充実や知識の共有化等を推進します。	教育委員会

基本施策 13 健全育成の推進

児童生徒が心豊かに成長するため、関係機関や地域と連携し、思春期の心身の健康づくりや保健対策を推進するとともに、指導、相談体制の充実を図ります。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	自殺対策計画の推進	●関係機関の連携及び地域の協力により、保護者や子ども自身が気軽に相談できる人材や場所の確保に努め、不安や孤立を解消し子どもの自殺予防に取り組みます。	保健福祉課
2	性に関する正しい知識の普及	●教育機関、医療機関及び保健機関等の連携により、妊娠、出産、避妊、性感染症などに関する正しい情報を学ぶ機会を設け、性に関する教育と健全な思春期世代及び関係者への正しい知識の普及に努めます。	保健福祉課 教育委員会
3	喫煙防止対策	●関係機関や家庭、学校、地域の連携により、喫煙が身体に及ぼす害や家族や周囲の人々に与える影響等についての正しい知識を知り、健康について考える機会を設け、未成年者の喫煙防止及び受動喫煙対策に努めます。	保健福祉課 教育委員会

施策名		具体的施策の内容	担当課
4	薬物乱用防止対策	●関係機関や家庭、学校、地域の連携により、薬物乱用防止対策に努めます。	保健福祉課
5	保健管理の推進	●学校において、保健環境衛生の維持、改善に努めるとともに、健康診断を定期的実施するなど、感染症の予防や感染症による学級閉鎖などに対応します。	教育委員会
6	保健教育の推進	●学習指導要領に基づき、保健に関する指導を通じて、健康で安全に暮らすための実践的能力や知識が身に付くよう、学習の機会を充実します。	教育委員会
7	思春期相談	●思春期の心と体に関する悩みについて、相談を行うとともに、中学校生徒、保護者及び教職員を対象とした思春期教室など学習の機会を充実します。	保健福祉課 教育委員会
8	青少年の健全育成及び非行問題への対応	●優良青少年や優良青少年育成団体表彰への積極的な推薦を実施し、地域全体で青少年健全育成への意識の醸成と、子どもの自己肯定感の向上を促進します。 ●民生委員、スクールソーシャルワーカー、関係各課で情報を共有し、青少年の非行問題に対応し健全育成を支援できるよう連携を図ります。	町民課 教育委員会
9	スポーツ・文化活動の充実	●分館対抗スポーツフェスティバルや各分館における地域伝統文化活動など、地域における様々な子育て文化活動やスポーツ事業を実施し、子どもの心身の健全な発達を促進します。	教育委員会
10	有害環境等排除への取組	●児童生徒を取り巻く有害環境の排除に努めます。 ●小中学校において、インターネットや携帯電話等の通信機器の正しい利用方法について指導します。	教育委員会

基本施策 14 地域で子どもを育む環境づくり

家庭、学校、地域が連携し、地域の人材を活用して、子どもがスポーツや体験活動、触れ合い活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	地域による育成活動の支援	●学校や公共施設等を活用し、子どもがスポーツ活動等へ主体的に活動できるよう支援します。また、ニュースポーツの導入に取り組み、参加を促進します。	教育委員会

施策名		具体的施策の内容	担当課
2	生涯学習事業の充実	●様々な体験や場を通じて、子どもが地域社会で主体的に生活できるよう、社会教育や体育スポーツ振興の事業など、生涯学習事業の充実を図ります。	教育委員会
3	地域に開かれた学校づくりの促進	●家庭、学校、地域の連携、協力体制を構築し、地域の人材をボランティアとして活用するなど、地域の実情に応じた特色のある学校教育を推進します。 ●コミュニティ・スクールと地域における協働活動を一体的に推進し、地域のニーズを反映した学校づくりに努めます。	教育委員会
4	郷土の歴史・文化と触れ合う機会の充実	●次代の担い手となる子どもが地域に誇りを持てるよう、学校教育において、郷土の歴史や伝統文化に触れ、郷土愛を育む機会の充実を図ります。	教育委員会
5	地域の教育力の向上	●地域の教育力の向上を目指して、声掛け活動やボランティア活動の推進等に取り組みます。	総務課 町民課 教育委員会

【基本目標5】子どもにやさしいまちづくり

基本施策 15 子どもの遊び場の確保

公共施設の活用や子育てにやさしいまちの情報提供を行い、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	公共施設の活用促進	●公共施設の活用方法を再検討し、多様化する教育活動等に対応していきます。	関係各課
2	子育てにやさしいまちの情報提供	●子育てにやさしい住宅、店舗、公共施設、公園等のまちの情報提供に努めます。	関係各課

基本施策 16 良好な生活環境と定住の促進

公共施設や公共交通、住宅の環境整備等、子育て世帯が安心して暮らせる安全な生活環境を整備するとともに、若者や子育て世代の定住促進を図ります。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	公共交通環境の整備や公共施設のバリアフリー化	●子育て世帯が安心して外出できるよう、公共交通機関や公園など公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの導入に取り組みます。	関係各課
2	住宅環境の整備	●子育て世帯にも利用しやすい町営住宅等について、「松野町住宅マスタープラン」に基づき整備を進めます。	建設環境課
3	定住促進住宅の整備	●若者や子育て世代の定住促進、子育てしやすい環境整備に向け、若者定住促進住宅の建設を推進します。	建設環境課
4	就労支援施策の推進	●少子化対策及び地域活性化の一環として、職業紹介等の就労支援施策を推進します。	町民課 ふるさと創生課

基本施策 17 子どもの交通安全対策

子どもを交通事故から守るため、交通安全教育を実施するとともに、安全な道路交通環境の整備を推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	交通安全活動の推進	● 保育所や小中学校で、警察等による交通安全教室を実施します。また、家庭、学校、地域や関係団体と連携し、教育活動全体を通じて、交通安全教育を推進します。 ● 交通安全運動期間を重点に、交通パレードや交通指導により交通安全の呼び掛けを行うとともに、通学路や園児の移動経路の安全を点検します。	防災安全課 虹の森保育園 教育委員会
2	安全な道路交通環境の整備	● 子どもを含めた交通弱者の安全対策を推進し、交通マナーの向上に努めるとともに、安全な道路整備に努めます。また、子どもや親子連れに配慮した、バリアフリー化を促進します。 ● 子どもや妊産婦等が安全に安心して通行することができるよう、歩道の新設や改良等、道路交通環境の整備に努めます。 ● 関係機関と協議及び連携を図り、カーブミラーやガードレールの設置や補修を進めます。	防災安全課 建設環境課 教育委員会 虹の森保育園

基本施策 18 子どもの防犯・防災対策

子どもを犯罪や災害等の被害から守るため、関係機関との連携を図り、防犯対策や防災体制の整備を推進します。

施策名		具体的施策の内容	担当課
1	安全・安心のまちづくりの推進	●学校施設において安全な環境を確保するとともに、けがや犯罪被害から子どもを守るよう努め、安全、安心のまちづくりを推進します。	教育委員会
2	まもるくんの家（子ども110番の家）	●関係機関と連携し、緊急時に子どもが駆け込める場として、また地域で子どもを見守る体制として「まもるくんの家」の活動を促進します。	教育委員会
3	防犯教室や避難訓練の実施	●子どもの安全確保のため、保育所や学校において防犯教室や避難訓練を実施し、普段からの防犯体制の構築に努めます。	虹の森保育園 教育委員会
4	犯罪・被害に遭わないための取組	●街頭巡回補導や啓発のための広報活動を実施するとともに、定期的な学校内での安全管理の点検、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力の向上を図るための研修を実施します。	教育委員会
5	スクールガード活動の充実	●地域の教育力の向上及び防犯のため、スクールガードの活動を充実させるとともに、養成講習会を開催します。	教育委員会
6	防災意識の高揚及び防災体制の整備	●家庭において防災意識の高揚を図るとともに、保育所や学校における備蓄など、防災体制の整備を図ります。	関係各課
7	安全管理の推進	●学校管理下で発生した事故や災害等の状況を把握し、その結果を踏まえながら、連絡体制及び対応マニュアルの更新を図ります。	教育委員会 虹の森保育園

第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制

【1】教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本町では、保育所の配置状況や子どもの人数を勘案し、第1期計画に引き続き、町全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【2】量の見込みの算出について

平成 27（2015）年度から「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されました。「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、制度や財源を一元化して幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。この目的の達成に向けて着実に計画を推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、平成 27（2015）年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があり、本町では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

【参考／教育・保育の認定】

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園）

【3号認定】保育を必要とする0～2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育）

【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	4	48	8	30	4	49	8	24
②確保方策	特定教育・保育施設	5	50	9	30	5	50	9	24
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	50	9	30	5	50	9	24
過不足(②-①)		1	2	1	0	1	1	1	0

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	4	49	8	18	4	49	7	17
②確保方策	特定教育・保育施設	5	50	9	24	5	50	9	24
	確認を受けない幼稚園								
	地域型保育事業								
	認可外保育施設								
	計	5	50	9	24	5	50	9	24
過不足(②-①)		1	1	1	6	1	1	2	7

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	4	44	7	16
②確保方策	特定教育・保育施設	5	50	9	24
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業				
	認可外保育施設				
	計	5	50	9	24
過不足(②-①)		1	6	2	8

提供体制 確保方策 の考え方	●本町内における幼児期の特定教育・保育施設としては、虹の森まつの保育園の1園であり、保育ニーズと教育ニーズの受け入れができるよう、特別利用保育の実施を検討します。 ●低年齢での保育ニーズの増加に応えるため、保育士の確保を行います。
----------------------	--

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

（１）利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
基本型・特定型 (子育て支援センター)	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0
母子保健型 (子育て世代包括支援センター)	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●子育て世代包括支援センターを設置し、保護者の相談体制を整えます。
----------------------	---

（２）地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人(月間)	48	48	47	45	40
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●本町では虹の森まつの保育園に併設している子育て支援センター「つくしんぼ」にて事業を実施しています。利用者を本町民に限っていますが、里帰り出産等や本町への移住希望者も利用できるように体制を整備します。
----------------------	--

（３）妊婦健康診査事業

定期的に医療機関において乳児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	対象人数	人	15	15	14	13	13
	健診回数	回	14	14	14	14	14
	延べ受診人数	延べ人	210	210	196	182	182
確保方策		-	妊婦一般健康診査受診券を交付することで、妊婦の各医療機関での診査費用の補助を行っている。				
		-					

提供体制 確保方策 の考え方	●今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。今後とも、更なる充実を目指し、母子健康手帳交付時から状況把握に努め、妊婦健診や妊婦全戸訪問を通して、保護者との関係性を構築し、出生後も継続して関わりが持てるような体制づくりに重点を置きます。
----------------------	---

（４）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	人	15	15	14	13	13
確保方策	人	15	15	14	13	13

提供体制 確保方策 の考え方	●今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。引き続きサービスの充実にも努め、訪問率 100%を目指します。
----------------------	---

（５）養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児、家事援助など）を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	家庭	0	0	0	0	0
確保方策	家庭	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	●養育支援訪問事業の実施は予定していませんが、保健師による乳児訪問や個別の対応により支援します。
----------------------	--

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	●一時的な保育ニーズの受け皿を確保できるよう、一時預かり保育の実施を検討します。
----------------------	--

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	●一時的な保育ニーズの受け皿を確保できるよう、一時預かり保育の実施を検討します。
----------------------	--

（８）一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園（短時間）の在園児については、「幼稚園・認定こども園（短時間）における預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施する事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
幼稚園・認定こども園 短時間在園児対象	量の見込み	延べ人	38	40	37	35	33
	1号認定	延べ人	38	40	37	35	33
	2号認定	延べ人	0	0	0	0	0
	確保方策	延べ人	40	40	40	40	40
		か所	1	1	1	1	1
保育所等における一時 保育	量の見込み	延べ人	150	150	150	150	150
	確保方策	延べ人	150	150	150	150	150
		か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●特別利用保育認定児童に対する一時預かり（教育時間外の保育）を実施します。 ●保育園等施設に入所していない子どもに対する一時預かりの実施を検討します。
----------------------	--

（９）時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	人	13	13	12	11	11
確保方策②	人	15	15	15	15	15
	か所	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	人	2	2	3	4	4

提供体制 確保方策 の考え方	●本町では、短時間保育認定の子どもが保育標準時間までの利用ができるよう、延長保育を実施します。
----------------------	---

(10) 病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	262	254	243	227	208
確保方策	延べ人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
	総定員	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	●本町では事業の実施はありませんが、診療所や宇和島市の病児保育施設との連携により、保護者が安心して子育てができるよう実施を検討します。
----------------------	---

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	人	30	29	29	27	27
低学年	人	20	19	19	18	18
	1年生	7	7	7	7	7
	2年生	8	7	7	6	6
	3年生	5	5	5	5	5
	人	10	10	10	9	9
高学年	人	5	5	5	5	5
	4年生	3	3	3	3	3
	5年生	2	2	2	1	1
	6年生	2	2	2	1	1
確保方策②	人	40	40	40	40	40
過不足(②－①)	人	0	1	1	4	4

提供体制 確保方策 の考え方	●現在本町では、隣保館事業として、なないろキッズを実施し、ニーズを満たしています。今後も事業を継続し、充実を図ります。
----------------------	---

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	●現在、本町では生活保護世帯の子育て家庭がないため、事業を実施していませんが、今後の動向をみながら実施の検討を進めます。
----------------------	--

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	●現在、本町では事業を実施していませんが、今後の動向をみながら実施の検討を進めます。
----------------------	--

第7章 計画の推進

【1】計画の推進体制

1 庁内連携体制の充実

子育て支援に係る施策は、教育・保育のみならず保健、福祉、医療など庁内の多様な事業分野に及ぶことから、全庁で取り組む必要があります。

本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携し、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。

2 周辺市町や県との連携、調整

子育て支援に関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の子育て支援施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に提供していく必要があります。その中で、保育の広域利用や障がいのある子どもへの対応など、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と積極的に連携、調整を図り、全ての子育て家庭が安心して暮らせる体制の整備に努めます。

3 地域ぐるみで子育てを支援する体制づくり

多様化する子育てニーズに適切に対応するため、研修等を通じて保育士や保健師、栄養士など様々な専門職員の技術力や専門性の向上を図ります。また、地域における子育て支援の担い手の育成をはじめ、地域ぐるみで子育てを支援する意識の醸成を図り、多様な主体が子育て支援に参画できる体制づくりを推進します。そのため、本計画をはじめ子育て支援に関するサービス等の情報を、広報紙や町ホームページ等を通じて広く町民に向けて周知、啓発します。

【2】進捗状況の点検・評価

施策の進捗状況等について、定期的に庁内で点検、評価を実施するとともに、「松野町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を検証し、今後の取組への反映に努めます。

1 松野町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 25 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、松野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項

(2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議で調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 教育関係者

(4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 松野町子ども・子育て会議委員名簿

○ 令和元（2019）年度 松野町子ども・子育て会議委員名簿

	所 属	氏 名
会 長	松野町校長会会長	清水 洋二
副会長	松野町保育会会長	竹内 泰子
委 員	松野町PTA連合会長	谷口 清二
委 員	保育園保護者代表	高山 剛
委 員	保育園保護者代表	森田 めぐみ
委 員	保育園保護者代表	柳野 都
委 員	主任児童委員代表	金谷 幸
委 員	教育課課長	井上 靖
委 員	保健福祉課課長	上本 恵子

○ 事務局

〈松野町町民課〉

役 職	氏 名
課 長	久保田 忠
課長補佐	竹葉 誠
係 長	倉田 登史
主 事	福永 真子

**第2期 松野町子ども・子育て支援事業計画
令和2（2020）年3月**

発 行／松野町役場 町民課

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343

TEL（0895）42－1113

FAX（0895）42－1119

